



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1324	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1325	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1326	〃	(〃).....	2
1327	生活保護法による指定施術機関の廃止	(〃).....	2
1328	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	3
1329	生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	3
1330	六箇井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
1331	一般競争入札による落札者の決定	(畜産課).....	4
1332	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	5
1333	農用地利用配分計画の認可	(〃).....	5
1334	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1335	〃	(〃).....	5
1336	道路の供用開始	(〃).....	6
1337	道路の区域変更	(〃).....	6
1338	道路の供用開始	(〃).....	7
1339	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
1340	都市計画事業の事業計画の変更認可	(〃).....	7
1341	住宅管理システム構築・運用保守業務及び機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(建築住宅課).....	8

○ 公告

入札公告	(建築住宅課).....	10
------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第1324号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年1月16日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成28年11月14日
- 名称
特定非営利活動法人松下幸之助さんを讃える会
- 代表者の氏名
杉山清一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市布施屋83番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山の郷土と県民に対して、郷土の先覚者、松下幸之助翁の素晴らしい発想、理念、経営、を顕彰し、和歌山再生の為に、知恵の創造に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
伊訪新 2-26	有限会社セブンメイド	伊都郡かつらぎ町佐野290	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野800-1	平成 27.12.31

和歌山県告示第1326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
伊歯新 6-26	溝上歯科医院	伊都郡かつらぎ町妙寺358-1	平成 28.3.31
海南医新 29-26	たなか眼科	海南市日方1290-66	平成 28.8.31
田医新 67-27	池田整形外科	田辺市明洋一丁目19-19	平成 28.9.30

和歌山県告示第1327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
伊柔 3-46	河本義明	河本整骨院（柔道整復） 伊都郡かつらぎ町新田117	平成 27.10.31

和歌山県告示第1328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御歯新 14-28	国保日高総合病院	御坊市菌116-2	平成 28. 8. 1
海南医新 49-28	たなか眼科	海南市日方1290-66	平成 28. 9. 1
田医新 75-28	池田整形外科	田辺市明洋一丁目19-19	平成 28. 10. 1

和歌山県告示第1329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
伊柔新 19-28	河本貢	河本整骨院（柔道整復） 伊都郡かつらぎ町新田114-9	平成 28. 9. 13
伊は新 5-28	河本貢	河本整骨院（はり・きゅう） 伊都郡かつらぎ町新田114-9	平成 28. 9. 13

和歌山県告示第1330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成28年11月4日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	田村晃一	岩出市中島538番地
理事	面口雅章	和歌山市里284番地
理事	西川始次	和歌山市川辺624番地
理事	上田禎児	和歌山市永穂221番地
理事	前田忠雄	和歌山市弘西413番地の5
理事	川崎勉	和歌山市田屋465番地

理事	的場宏和	和歌山市直川1848番地
理事	宮口年雄	和歌山市園部784番地
監事	宇治丈八	和歌山市平岡58番地の2
監事	中村有作	和歌山市楠本452番地
監事	土井恒男	和歌山市北44番地
監事	山本康夫	和歌山市直川1005番地の2

2 就任した役員（平成28年11月5日就任）

職名	氏名	住所
理事	南條悟	岩出市中島514番地
理事	田中幹男	和歌山市藤田178番地
理事	中村有作	和歌山市楠本452番地
理事	辻朗文	和歌山市永穂235番地
理事	川崎勝	和歌山市宇田森276番地1
理事	川寄晃史	和歌山市田屋182番地
理事	的場宏和	和歌山市直川1848番地
理事	殿浦孝章	和歌山市園部218番地3
監事	正木脩三	岩出市吉田196番地
監事	湯川徳弘	和歌山市川辺524番地
監事	土井恒男	和歌山市北44番地
監事	半田勝秋	和歌山市六十谷508番地

和歌山県告示第1331号

高病原性鳥インフルエンザ埋却物運搬及び処分業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
高病原性鳥インフルエンザ埋却物運搬及び処分業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県農林水産部農業生産局畜産課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成28年11月10日
- 落札者の氏名及び住所
(株)岸化学・岸小三郎コンソーシアム
徳島県徳島市不動東町三丁目902番地の2
- 落札金額
53,983,800円（うち消費税及び地方消費税の額3,998,800円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年10月4日

和歌山県告示第1332号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年11月15日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第87号	日高郡日高町高家字丁ノ坪448-1外1筆

和歌山県告示第1333号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年11月16日に認可した。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第75号-1	伊都郡かつらぎ町丁ノ町字八段所729外14筆
平成28年度第75号-2	伊都郡かつらぎ町島字上島285-1
平成28年度第76号	日高郡印南町西ノ地字下川原2114-1

和歌山県告示第1334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市多田字塚本121番1地先から同市多田字塚本122番1地先まで	旧	5.72 } 6.28	59.11	県道秋月海南線との重用延長59.11メートルを含む。
同上	新	6.00 } 10.08	59.11	県道秋月海南線との重用延長59.11メートルを含む。

和歌山県告示第1335号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市多田字塚本121番1地先から同市多田字塚本122番1地先まで	旧	5.72 } 6.28	59.11	県道岩出海南線との重用延長59.11メートルを含む。
同上	新	6.00 } 10.08	59.11	県道岩出海南線との重用延長59.11メートルを含む。

和歌山県告示第1336号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市多田字塚本121番1地先から同市多田字塚本122番1地先まで

供用開始の期日 平成28年11月25日

和歌山県告示第1337号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡広川町大字上津木字松本12番2地先から同町大字上津木字前田羅496番1地先まで	旧	4.90 } 9.40	277.88	上津木橋 L=17.42

有田郡広川町大字上津木字前田羅473番6地先から同町大字上津木字前田羅435番2地先まで	旧	6.60) 8.10	156.29	
有田郡広川町大字上津木字松本12番2地先から同町大字上津木字前田羅496番1地先まで	新	8.10) 17.35	305.37	落合橋 L=12.80 県道広川川辺線との重用延長42.11メートルを含む。

和歌山県告示第1338号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 有田郡広川町大字上津木字松本12番2地先から同町大字上津木字前田羅496番1地先まで

供用開始の期日 平成28年11月29日 午前10時

和歌山県告示第1339号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3355	紀の川市粉河字這原1044番1の一部、1045番の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 28.11.14	6.00	62.21
				6.00	33.72

和歌山県告示第1340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認めたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
かつらぎ町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
かつらぎ都市公園事業4・4・2号かつらぎ西部公園
- 3 事業施行期間
自 平成28年3月1日
至 平成33年3月31日
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成28年和歌山県告示第184号の事業地のうち、伊都郡かつらぎ町大字窪地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

和歌山県告示1341号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、住宅管理システム構築・運用保守業務及び機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

住宅管理システム構築・運用保守業務及び機器等賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成34年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 都道府県又は政令指定都市における住宅管理システム構築を元請業者として受託した実績を有し、入札公告日より過去5年以内に管理戸数5,000戸以上の都道府県又は政令指定都市における住宅管理システムの構築を完了した実績を有すること。（コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかが当該実績を有すること。）

また、導入するシステムのパッケージソフトウェアは、入札公告日より過去5年以内に管理戸数5,000戸以上の都道府県又は政令指定都市にて稼働実績を有すること。

なお、実績には旧製品などを含めないこと。

(3) 3の（1）のセに掲げる資格審査調書について、和歌山県が示す仕様書に基づき、適正に業務を遂行できると認められるものを提出した者であること。

(4) 3の（1）のソからツまでの資格をいずれも取得している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

セ 和歌山県が示す仕様書に対する資格審査調書

ソ 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム（QMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

タ 国際規格ISO14001（環境マネジメントシステム（EMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

チ 国際規格ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

ツ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の付与を証明する登録証の写し

テ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」、「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」及び「（大分類）14リース・レンタル（小分類）3事務機器リース・レンタル」のいずれかに登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1)のアからオまで、サ、シ及びセに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年11月25日（金）から同年12月14日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年12月2日（金）午後4時30分までの間に和歌山県都市住宅局建築住宅課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年11月25日（金）から同年12月14日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、平成28年12月14日（水）午後4時30分までに5に掲げる場所に必着するようしなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県都市住宅局建築住宅課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館10階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3210

ファクシミリ番号 073-428-2038

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により平成29年1月4日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知を受けた日の翌日から10日以内（県の休日を除く。）の午後4時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

住宅管理システム構築・運用保守業務及び機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成28年度から平成33年度まで
- (2) 調達業務の名称
住宅管理システム構築・運用保守業務及び機器等賃貸借
- (3) 調達業務の内容
入札説明書による。
- (4) 業務担当部局
和歌山県都市住宅局建築住宅課
- (5) 業務の期間
契約締結日から平成34年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成28年和歌山県告示第1341号に規定する住宅管理システム構築・運用保守業務及び機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館10階
和歌山県都市住宅局建築住宅課
- (2) 期間

平成28年11月25日（金）から同年12月14日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所
3の(1)に同じ。

イ 期間
3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成28年12月2日（金）午後4時30分までに和歌山県都市住宅局建築住宅課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館5階 5-D会議室

イ 入札日時
平成29年1月5日（木）午後1時30分

ウ 開札場所
アに同じ。

エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年1月4日（水）午後4時30分までに和歌山県都市住宅局建築住宅課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県都市住宅局建築住宅課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県都市住宅局建築住宅課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県都市住宅局建築住宅課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3210

ファクシミリ番号 073-428-2038

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌

山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Design, development, operation and maintenance of housing management system
; installation, maintenance and lease of equipment

(2) Date and time for tender :

1:30 p.m. 5 January 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 4:30 p.m. 4 January 2017)

(3) Contact point for the notice :

Construction and Housing Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-3210
FAX 073-428-2038